別紙様式第十七号の六（第二百八条の二十五第一項第一号関係）（平22内府令55・追加、平26内府令74・平29内府令６・令元内府令14・令２内府令75・一部改正）

（日本産業規格Ａ４）

資金調達に関する支援の状況等に関する報告書

（　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで）

年　　月　　日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

１　資金調達に関する支援の状況

２　営業上の取引及び業務提携等の状況

（注意事項）

１　一般的事項

⑴　法第57条の13第１項又は第57条の14の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の役職氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

⑵　この様式において「資金調達に関する支援」又は「営業上の取引及び業務提携等」とは、それぞれ最終指定親会社及びその子法人等の相互間の資金調達に関する支援又は営業上の取引及び業務上の提携その他の業務上の関係をいう。この場合において、内国の法人その他の団体である最終指定親会社又はその子法人等が外国に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の外国の法人その他の団体とみなし、外国の法人その他の団体である最終指定親会社又はその子法人等が国内に営業所又は事務所を有するときは、当該営業所又は事務所を一の内国の法人その他の団体とみなす。

⑶　この様式において「最終指定親会社四半期」とは、法第57条の17第２項に規定する最終指定親会社四半期をいう。

⑷　この様式において「子法人等」とは、法第57条の２第９項に規定する子法人等をいう。

２　資金調達に関する支援の状況

当該最終指定親会社四半期における資金調達に関する支援の状況について、当事者ごとに、次に掲げる事項その他流動性の充実の状況に関して参考となるべき事項を記載するとともに、主要な資金調達に関する支援の流れについて図等によって示すこと。この場合において、②から⑤までの金額については、支

援を行う金額と支援を受ける金額のそれぞれについて記載すること。

① 当該最終指定親会社四半期に行われた資金調達に関する支援の方法（貸付け、保証等）

② 当該最終指定親会社四半期に行われた資金調達に関する支援の総額及び支援の方法ごとの平均残高

③ 当該最終指定親会社四半期に行われた資金調達に関する支援の方法ごとに、一日当たりの支援の総額が最高額となった日及び当該最高額

④ 当該最終指定親会社四半期の末日における資金調達に関する支援の残高の総額及び支援の方法ごとの残高

⑤ 特定融資枠契約（特定融資枠契約に関する法律第２条に規定する特定融資枠契約をいう。）又はこれに類するものに基づく支援の場合には、その融資枠

3 営業上の取引及び業務提携等の状況

当該最終指定親会社四半期における営業上の取引及び業務提携等がある場合には、当事者ごとに、その旨及びその概要その他参考となるべき事項を簡潔に記載すること。